

第百五十六回国会 参議院 総務委員会 會議録 第十六号

平成十五年六月三日(火曜日)
午後零時三十一分開会

委員の異動

五月三十日

辞任

吉田 博美君

補欠選任

椎名 一保君

六月二日

辞任

高嶋 良充君

補欠選任

藁科 満治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山崎 力君

委員

景山俊太郎君
世耕 弘成君
山内 俊夫君
伊藤 基隆君
高橋 千秋君

泉 信也君
小野 清子君
加藤 紀文君
岸 宏一君
久世 公堯君
椎名 一保君
谷川 秀善君
森元 恒雄君
辻 泰弘君
内藤 正光君
藁科 満治君
山下 栄一君
八田ひろ子君
宮本 岳志君
渡辺 秀央君
又市 征治君

国務大臣

総務大臣 片山虎之助君

事務局側

常任委員会専門員 藤澤 進君

本日の会議に付した案件

○地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

○委員長(山崎力君) ただいまから総務委員会を開きます。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、高嶋良充君が委員を辞任され、その補欠として藁科満治君が選任されました。

○委員長(山崎力君) 次に、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、都道府県の局部数の法定制等を廃止するとともに、公の施設の管理の委託に関する制度を見直すほか、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、地方公共団体の内部組織に関する事項であります。

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設ける場合においては、長の直近下位の内部組織の設置及

びその分掌する事務について条例で定めることとするともに、その編成に当たっては、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないこととし、あわせて、内部組織に関する条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に届け出なければならないものとしております。

第二は、公の施設の管理に関する事項であります。

普通地方公共団体は、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせることができることとするともに、当該指定を受けた者による公の施設の管理の適正を確保するため、指定の取消しや業務の停止命令等の措置を講ずることができることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(山崎力君) 以上で法案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、住民基本台帳ネットワークシステム中止のための住民基本台帳法改正に関する請願(第一九二四号)(第二〇〇六号)(第二〇四一号)

第一九二四号 平成十五年五月十六日受理

住民基本台帳ネットワークシステム中止のための住民基本台帳法改正に関する請願

請願者 大阪府茨木市若園町三〇ノ一二 辻雅範 外百十名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。

第二〇〇六号 平成十五年五月十九日受理

住民基本台帳ネットワークシステム中止のための住民基本台帳法改正に関する請願

請願者 さいたま市南浦和三ノ一ノ一六 岩井マリ子 外二百九十九名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。

第二〇四一号 平成十五年五月二十一日受理

住民基本台帳ネットワークシステム中止のための住民基本台帳法改正に関する請願

請願者 東京都大田区東雪谷四ノ五ノ一〇 高井晴子 外千二百九十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。

六月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十八條を次のように改める。

第百五十八條 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部

組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

普通地方公共団体の長は、第一項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第百八十条の五第四項中「当つてはを」当たつてはに改め、「第二項若しくは第六項又は第七項を削り、」局部若しくは分課又は部課の組織を「内部組織」に改める。

第百九十九条第七項中「委託しを」行わせに改める。

第二百四十四条第二項中「普通地方公共団体」の下に「（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）」を加える。

第二百四十四条の二第三項中「その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託する」を「法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせる」に改める。

第二百四十四条の二第六項中「委託に係る」を「指定管理者の管理する」に、「管理受託者」を「指定管理者」に、「当該委託に係る」を「当該管理の」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「管理受託者（前項の規定に基づき公の施設の管理の委託を受けたものをいう。以下本条において同じ。）に当該を」指定管理者にその管理するに、「当該管理受託者」を「当該指定管理者」に改め、同項を同条第八項と

し、同条第三項の次に次の四項を加える。
4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

第二百四十四条の二に次の一項を加える。
11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二百四十四条の四第三項中「の機関」の下に「（指定管理者を含む。）」を加える。
第二百五十二条の三十七第四項及び第二百五十二条の四十二第一項中「委託しを」行わせに、「当該委託」を「当該管理の業務」に改める。

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に改正後の地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

（土地収用法の一部改正）
第三条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。
第五十八条第三項中「局部」を「内部組織」に改める。
（国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第四条 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の三の見出し中「委託する」を「行わせる」に改め、同条中「の規定により委託しを」に規定する指定管理者に管理を行わせに、「当該管理を委託される者に当該委託」を「当該指定管理者に当該管理の業務」に改める。